

令和7年度採用 逗子市会計年度任用職員(女性相談員) 採用試験実施要領

申込期間: 令和6年12月20日から令和7年1月15日まで

■ ■ 試験の目的 ■ ■

この試験は令和7年度会計年度任用職員(女性相談員)の採用を目的としています。今回の採用試験は、通年勤務を対象とした試験になります。

なお、採用に当たっては、採用候補者名簿(名簿の有効期限は最終合格決定日から令和8年3月31日までとします。)を作成します。

■ ■ 職 種 ■ ■

募集職種	仕 事 の 内 容	募集人員
女 性 相 談 員	・国籍を問わず、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、職場の問題、夫婦関係、男女関係等女性を取り巻く様々な問題に関する全面的な相談を行う。 ・ドメスティック・バイオレンスの被害者に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整、同行支援などの継続的な支援を行う。 ・相談業務の記録及び報告書の作成、女性相談に係る一連の事務。	若干名

■ ■ 受験資格 ■ ■

以下の要件を満たす方

- (1) 必要な資格はありませんが、本業務に関する専門的な技術・経験を持ち、相談者に適切な助言・支援ができる人。また、任用後も研修や勉強会等を通じて継続的に支援のための能力向上に努めることができる人。
- (2) パソコンの基本操作(ワード、エクセル、インターネット等)ができる人。

次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 逗子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

■ ■ 試験内容等 ■ ■

	試験内容	
第1次試験	書類審査	提出書類をもとに書類審査を行い、合否を通知します。
第2次試験	面接試験	日時、場所等は、第1次試験合格者に通知します。 (日程は応相談)

■ ■ 合格発表 ■ ■

- (1) 試験の結果については、合否にかかわらず文書で通知します。
- (2) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。
- (3) 合格から採用まで
 - ① 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、採用の必要が生じた場合にその名簿登載者の中から、令和7年4月1日以降に採用となります。実際の採用日については相談に応じます。
 - ② 名簿登載期間は、最終合格決定日から令和8年3月31日までです。
 - ③ 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

■ ■ 勤務条件（令和6年12月20日現在） ■ ■

- (1) 任期
採用の日から年度の末日まで(通年採用)
- (2) 再度の任用について
原則2年間まで、人事評価等により、再度の任用を可能とします。3年目には、試験又は選考を実施します。

(例) 令和7年度新規採用

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
勤務年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
試験実施年度			年度中に試験実施			年度中に試験実施
採用又は再度の任用	試験による採用	前年度の人事評価による再度の任用	前年度の人事評価による再度の任用	試験による再度の任用	前年度の人事評価による再度の任用	前年度の人事評価による再度の任用

- (3) 条件付き採用について
一定の期間勤務し、その間、職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります。期間は原則として1ヵ月間になります。その間の勤務成績が良好でない場合は、正式採用されない場合があります。

- (4) 勤務時間等
週1～2日程度、原則毎週月曜日から金曜日のうち、市が指定する曜日
9時00分～17時00分（センターの開設時間は9時30分～12時、13時～16時）
※12時～13時は休憩
※勤務日が祝日の場合は休みとなります。
※勤務場所は逗子市役所3階市民協働課
- (5) 休日・休暇
年次休暇が付与されます。
- (6) 報酬
日額13,600円
※逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。
※本採用は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の
否決・減額等があったときは、採用条件が変更になる場合があります。
- (7) 職歴加算について
職歴加算は行いません。
- (8) 諸手当について
通勤手当支給
※通勤手当は、市の基準により支給します。
- (9) 社会保険等
社会保険の加入はありません。
- (10) 労働保険
雇用保険法によります。
- (11) 災害補償
市の公務災害補償条例によります。
- (12) 服務等について
服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信
用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）
が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります

■■ 受験手続 ■■

- (1) 申込方法
(ア) 窓口持参での申込みの場合
- ① 提出書類
・申込書・履歴書
・エントリーシート
 - ② 申込方法
提出書類の所要事項を記入し、受験者本人が直接持参してください。代理人
による窓口受付はいたしません。

(イ) 郵送による申込みの場合

① 提出書類

- ・申込書・履歴書
- ・エントリーシート

② 申込方法

提出書類の所要事項を記入し、簡易書留郵便にて送付してください。

※申込書・履歴書には、写真(最近3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの)で、縦4cm×横3cmの大きさのものを必ず貼って提出してください。

※受験資格を満たしていない場合、提出された書類不備の場合は受付できません。

※応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

(2) 受付場所

逗子市役所3階 市民協働部市民協働課 人権・男女平等参画係

所在地 逗子市逗子5-2-16 電話 046(873)1111 内線268

(3) 受付期間及び時間

令和6年12月20日から令和7年1月15日まで

午前8時30分～午後5時

※土・日・祝日及び正午～午後1時は除く。

■■ 提出書類の記入上の注意 ■■

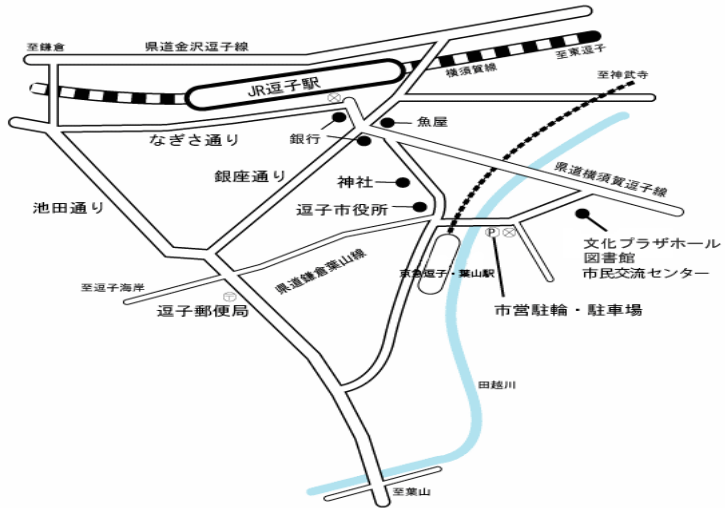
- (1) 申込書・履歴書及びエントリーシートは、※印の欄を除きすべての欄に記入してください。
- (2) 記入には、黒又は青の万年筆かボールペンを用いてください。パソコン入力でもかまいません。
- (3) 学歴欄は、最終学歴については必ず記入してください。学歴欄の年月日については、年月のみの記入でも構いません。

■■ 注意事項 ■■

- (1) 試験に対する問い合わせは、前記の受付場所にしてください。
- (2) 身体障がい等のため受験に際し配慮が必要な方は、必ず事前にご相談ください。
- (3) 受験の際には、自家用車での来場はできません。公共交通機関等をご利用ください。
- (4) 提出された書類は、お返しいたしません。
- (5) 面接試験はすべて日本語での質問・応答になります。
- (6) 本採用は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本採用について実施の効力を失う場合があります。

■ ■ 試験会場 ■ ■

逗子市役所(逗子市逗子 5-2-16)



■■ 試験に関する問い合わせ先 ■■

逗子市市民協働部市民協働課人権・男女平等参画係

046-873-1111 内線 268